

2019年 3月 第80号

産業文化通信

JCI產業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

Tel: 03-3525-4838



暦の上では春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、おかげさまで当組合も第一期実習生を迎えてから満了年となりました。この7年間で 外国人技能実習生を取り巻く環境は大きく変化致しました。今年からは新たな在留資格【特定技能】 も開始され、日本に居住する外国人の数は更に増えていく事でしょう。

今後は、外国人受入れ企業内での人間関係だけでなく、地域社会との共生も重要となってまいります。 今後も受入企業の皆様のご協力を頂きながら、より良い実習が行えるよう、組合も努力して参ります。 8年目もどうぞ宜しくお願い致します!

3号実習生(4~5年目)受入れの企業様へ講習会参加をお願い致します

来月4月1日より、3号実習生受入れ要件の点数(優良な実習実施者の要件)に、実習指導員生活指導員の直近過去3年間の講習受講歴(各5点・合計10点)が加点されます。

それに伴い、優良企業の条件である点数も 120 点満点の 6 割以上(現在は 110 点満点)となりますので、3 号実習生を受入中の企業様及び、3 号実習生受入れをご検討中の企業様は、早めの受講をお願い致します。

各地域の開催状況は、厚生労働省ホームページ内で【技能実習生 養成講習】で検索していただくと ご確認頂けます。ご不明点は、組合スタッフまでお問い合わせください。

実習生受入企業の備付帳簿

新制度開始から、1年3ヵ月が経過し、外国人技能実習機構による訪問監査があったとの報告が 増えております。訪問監査時に最低限必要となる書類は以下の通りです。

再度のご確認をお願い致します。

- ① 技能実習生の管理簿(名簿・組合から在留カード返却時に添付して郵送しております。)
- ② 認定計画の履行状況に係る管理簿(1ヶ月に1度記入し、保管)
- ③ 実習日誌(実習の内容を記録し、保管)
- ④ 出勤簿・タイムカード(残業時間の超過にご注意下さい。)
- ⑤ 賃金台帳・給与明細
- ⑥ 賃金控除に係る労使協定
- ⑦ 時間外労働協定届(期限が切れていないかご確認下さい。)
- 8 有給管理簿
- ⑨ 健康診断結果(雇入れ時・定期健診)
- ⑩ 社会保険・雇用保険の加入状況が把握できる書類
- ⑪ 安全教育の実施状況が把握できる書類